

『障がいのある人をとりまく状況と人権課題』

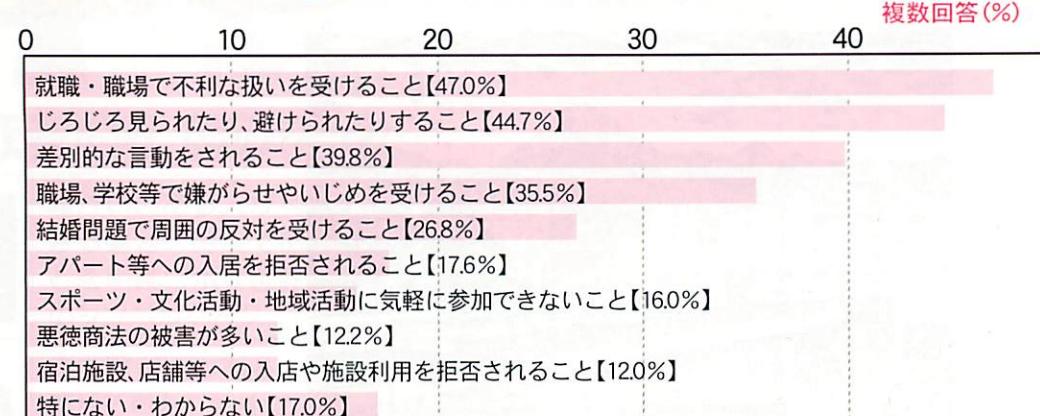
私たちの身の回りで、障がいのある人が、様々な不便を感じたり、虐待を受けたりはしていないでしょうか。

栃木県では2013(平成25)年度、障がいのある人への虐待は18件の認定がありました。2014(平成26)年に実態調査を行ったところ、県内の障がいのある人の約3割は差別があると答えています。

全国でも、家族や福祉施設の職員から暴行や暴言、放置などの虐待を受けた障がいのある人が2013(平成25)年度、2,266人、うち3人が死亡、家庭での虐待が約7割を占めています。

障がいのある人の自立や社会参加が阻まれる要因の一つに、十分な理解や配慮不足があげられます。

●内閣府「人権擁護に関する世論調査」(平成24年8月調査)から 障がい者に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか?



障がいのある人と同様に教育を受け、仕事をし、スポーツや娯楽を楽しむために、様々な場所に自由に出かけられるといった状況は、いまだにわずかしか実現していません。

また、障がいのある人の就労を支援し、雇用を促進するため、各種制度が設けられていますが、県内の2014(平成26)年の障がい者雇用率は、1.76%で全国40位と低い水準に留まっています。

このような活動制限や参加制約といった障壁を減らすためには、障がいのある人の意見を取り入れた環境整備が必要です。障がいのある人自身が生活に必要なものを考え、政策や計画を立てる場にも参画し、自分の生活を自分で決めてコントロールしていくことも大切な人権なのです。



障がいのある人が働く職場の様子

『小山市の取り組み』

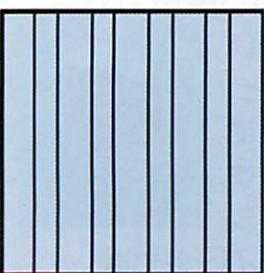
小山市では、小山市障がい者プラン21を作成し、『共に歩み支えあい、誰もが住みやすい小山』の理念に基づき、障がいのある人の虐待防止、成年後見制度の周知等、障がいのある人の権利を守る事業を進めています。



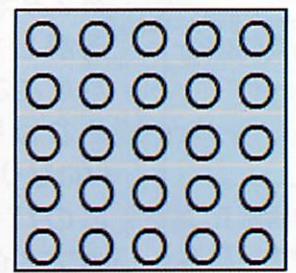
小山市社会福祉協議会主催の サマー・ボランティアスクール

盲導犬体験・アイマスク体験

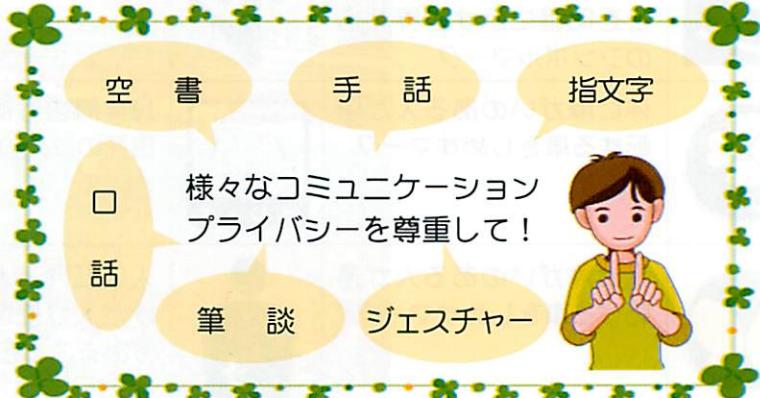
《点字ブロック》



誘導ブロック



警告ブロック



『心のバリアフリーを目指して』

障がいのある人の権利を尊重することが、真のバリアフリー実現への道です。共に生きる社会を作り上げるには、障がいを理解し、人の心の中にあるバリアを取り除くことが必要です。

障がいとは身近なものであり、「共生社会」の実現は、わたしたち一人ひとりの意識が重要なのです。障がいというのは、体の障がいだけではありません。一見しただけではわかりにくいものもあります(※2)。だからこそ、だれもが暮らしやすい社会づくりが大切なのです。

『障害者権利条約』

2006(平成18)年、国連総会において採択されました。障がいによる差別のない社会の実現を目指す条約に2007(平成19)年、日本政府も署名しました。国際的にも様々な取り組みが進んでいます。

日常生活や仕事の中で、ほんの少しの配慮や工夫をしていくことが、共生社会の実現につながります。障がいのある人を見かけたら「何かできることはありますか。」と声をかけるなど、あなたにできることからはじめてみませんか。小さなことでも、その人にとってはとても助かるかもしれません。障がいがあるから無理だろうと決めつけず、どうしたらよいかと一緒に考えましょう。

こうした小さな行動の積み重ねが、共生社会を作り上げていくのです。